

# 明治10年代における中学校の正格化政策(2)

## ——公立中学校教員の待遇と准官等——

神 辺 靖 光

### はじめに

中学校の正格化とは第2次教育令から森文政期までの一連の政策とその実施過程をいう。即ち教育内容、施設、教員の資格等すべて不備な中学校に基準を附与し、1886年の尋常中学校を成立させるまでの過程である。この間における十数件に及ぶ法令・法規は前論文(1995年・明星大学教育学研究紀要10号)で列記した。

中学校の教員政策としては'84年の「中学校通則」(明治17年1月26日文部省達2号)に関連する教員資格と教員養成が重要であるが、それに先行して教員の待遇問題に関連する「府県立町村立学校職員名称並ニ准官等」(明治14年6月15日・太政官達52号)が発起した。本論はこの教員名称と准官等について考察するものである。

明治10年代における中学校格化政策に関する論文は多いが教員の待遇と准官等にふれた論文は管見の範囲では見当たらない。教員史、教員養成史で准官等にふれたものはあるが、これを総合的に論じたものはみられない。

### 1

1881(明治14)年6月15日、下記・太政官達52号が達せられた。<sup>(1)</sup>

府県立町村立学校職員名称並ニ准官等左ノ通相定候条此旨相達候事

准 官 等	8等以下10等以上					
師範学校・中学校	長					
准 官 等	8等	9等	10等	11等	12等	13等
師 範 学 校 中 学 校	1等教諭	2等教諭	3等教諭	1等助教諭	2等助教諭	3等助教諭

同日、太政官達51号として「文部省所轄官立学校図書館教育博物館職制及職員名称等給」が定められ、東京大学の教員は教授・助教授、大学予備門、官立外国語学校、師範学校、中学校、職工学校の教員は教諭・助教諭、師範学校附属小学校の教員は訓導と命名され、その年俸が示された。教授、教諭、訓導の名称は近世の藩校にみえており、<sup>(2)</sup>これが初見ではないが、後年に続く大学教授、中学校教諭、小学校訓導の名称はここに始まるのである。太政官達52号は府県立町村立師範学校、中学校と並んで小学校の教員名称と准官等を定めている。それによると小学校の教員は一等訓導から七等訓導まであり、准官等は11等から17等までであった。つまり小学校一等・二等・三等訓導は中学校一等・二等・三等助教諭

と同格であった。

'81年5月10日付、太政官への文部省伺（福岡孝悌文部卿）は次のように述べている。<sup>(3)</sup>

大中小学教員等表、去明治8年5月被廃止候以来学校長教員接待ノ儀ハ適宜取扱来候共、官等若クハ准扱スベキ等位無之テハ待遇上自然權衡ヲ失ヒ實際不都合不鮮候ニ付、明治10年8月第58号御達ハ被廃止、更ニ当省所轄官立学校図書館博物館等ノ職員別紙甲号（引用者注・太政官達51号中の職員名）ノ通被定度、且其勅奏任ノ職員へハ文部卿ノ具状ニ因テ叙位ノ榮ヲ与ヘラレ候様致度、又該校館職制ノ儀モ此際別紙乙号（引用者注・太政官達51号の草案中の職制）ノ通被定御達相成候様致、将又府県立町村立学校教員等待遇及名称等ノ儀、従来区々相成居、其体裁ヲ得サルノミナラズ實際差支有之、加之教員ノ位地自然汚下ニ赴キ、教育上多少ノ損害ヲ招キ候儀ニ有之、殊ニ改正教育令ニ於テ教員ノ職ヲ貴ミ責任ヲ重セラレ候ニ就テハ随テ其待遇ヲ亦之ニ慮セサルヘカラザル儀ニ付、府県立町村立学校職員名称等級別紙丙号（引用者注・達52号の草案）ノ通被定度而シテ其任用等ニ関スル規則ハ各府県ニ於テ取調伺出サセ当省ニ於テ夫々指定候様致度、依テ御參按ノ為別紙御達案ヲ附シ此段相伺候也。

即ちこの福岡文部卿の伺丙号案が達52号「府県立町村立学校職員名称並ニ准官等」になったのであるが、「伺」は①これまで学校長、教員の待遇について准扱すべき官等位がなく不都合なこと。②府県立町村立学校教員の待遇名称が区々でその地位が低下していること。③「改正教育令」の趣旨により府県立町村立学校教員の待遇をよくするため、その名称等級を定めたいことを述べている。

官立学校の教員に対して政府は不徹底ながら早くから名称官等を考慮していた。以下その変遷を略述しよう。

明治の新政府が教員名称と月給を決めた最初は1873年の「教員等表」(明治6年8月12日・太政官布告296号)で各5等の大学教授・中学教諭・小学訓導のそれが示されたが、これは実施されぬまま'75年、廃止され、文部省の直轄官立学校のみ、各5等の教授・教諭・訓導とそれぞれの下につく教授補・教諭補・訓導補を置いた(明治8年5月14日・太政官布告84号)。しかるに'77年これを廃止し、東京大学に教授・助教・員外教授を、大学予備門と官立各学校に訓導・助訓を置くとした(明治10年8月23日・太政官達58号)。

官位の制定はさらに早く、'69(明治2)年7月、勅任官・奏任官・判任官の制を定め、'71年には官位を15等に分ち、'72年1月、一等～三等…勅任官、四等～七等…奏任官、八等～十五等…判任官とした。前述の大学教授と中学一等教諭は奏任官待遇、(圈点引用者以下同断)中学二等教諭以下小学五等訓導までは判任官待遇である。「教員ノ官等ヲ廢シテ奏判任ノ待遇ト爲スハ官吏ニ準スルニ似タリト雖トモ文部省ノ意旨ハ教官ハ他ノ官吏ト其職掌ヲ異ニスルヲ以テ条約状ヲ以テ囑任セントスルニ在リ。然レドモ此例ハ實際ニ行ハレズ」<sup>(4)</sup>と記録されている。「条約状ヲ以テ囑任」とは外国人教員との契約を言う。当時の文部省の教員に対する姿勢を窺うことができる。以上のように官立学校の教員に対しては名称、官等、待遇等なんらかの措置が講じられていたが、府県立町村立私立学校の教員名称、待遇についてはなんら規定されていなかったのである。

その最大の理由は官立学校以外の教員の任免権者がはっきりしなかったからである。'72年の「学制」教員の章(第40～47章)に教員の任免権者の規定がない。府県立中学校の場合、「学制」19章によつた府県学務課が教員を予定し、給料とともに府知事県令が決裁した。私立中学校の場合は設置者が予定した教員の氏名履歴を記した学校開業願を府県に提出し、府知事県令が「伺之通」とこれを認可した。<sup>(5)</sup>

'76年8月の府県統廃合でこれまで年ごとに變化してきた府県域が一応の安定をみたこと、

'77年の官立英語学校の廃止とそれとともなう外国語学校と中学校の一本化、'78年における三新法の成立等によってこの頃から府県に公立中学校が続々とたてられはじまる。<sup>6)</sup>

ここにおいて全国の学校教育を統轄する方針を持っていた政府は公立中学校教員の任用権者、教員名称、待遇地位等を考慮せざるを得なくなった。'77年、文部省学監ダビド・マレーは「人民教育ノ為メ全国ニ設立セル公立小学及ビ地方ノ便宜ニ因テ設ケタル中学ノ如キハ地方官ヲシテ之ヲ管理セシムルヲ以テ至当ナリトス」「善良ナル学校ヲ得ント欲セバ先ツ善良ナル教員ヲ得ザル可ラズ」「各教員ヲシテ能ク其地位ヲ得又能ク其職ヲ保タシメンニハ教員ノ職務ヲ認メテ貴重ナルモノト為シ及ヒ教員ノ職ニ就クモノノ締約、昇進、給料等ニ関スル所ノ法律規則ノ制定ナカル可ラズ」との趣旨（「学監考案日本教育説明書」より）から「文部省或ハ各地方庁ニ於テ設立保護セル中学及師範学校教員ハ之ヲ教諭ト名ク。亦其等位ヲ称スルコトヲ得ベシ。又属科ヲ教授スル教員ハ之ヲ教諭補ト称ス。而シテ各等教諭給料ノ額ハ時々文部省ニ於テ定ムベシ」（「学監考案日本教育法」第77章）「小学教員ハ訓導ノ名及ヒ其等位ヲ称スルコトヲ得ベシ」（同第79章）と提案した。マレーの「学監考案日本教育法」における教員条項は「教育令」の制定過程で排除され、「教育令」（明治12年9月29日・太政官布告40号）には「教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルベシ（第37条）」の外、規定することがない。しかし、マレーの教員についてのこの考案は「改正教育令」において浮上し、「府県立町村立学校職員名称並ニ准官等」につながるのである。

## 2

「改正教育令」（明治13年12月28日・太政官布告59号）は「町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府知事県令之ヲ任免スベシ（第48条）」「町村立小学校教員ノ俸額ハ府知事県令之ヲ規定シテ文部卿ノ認可ヲ経ベシ（第49条）」の2条を加えている。「改正教育令制定理由」（明治13年12月9日・文部省上申）<sup>6)</sup>は次のようにいう。

教育ノ目的ヲ達スルト否トハ實に教員其人ヲ得ルト否トニ係リ教員其人ヲ得ルト否トハ其待遇ノ厚キト否トニ由ル。学制ノ精神弛緩シテヨリ人民漸ク教育ヲ軽視シ教員ノ学業居心如何ヲ問ハズ唯給料ノ寡キト其人ト為リノ制シ易キトヲ是レ視ルノミ。夫レ重賞ノ下ニ能者出テ功名ノ門ニ材者集マル。今ヤ教員タル者利益ナク又勢位ナシ。此ノ如クニシテ材能ノ士ヲ得テ教員タラシメントスルハ尚ホ木ニ據テ魚ヲ求ルカ如キナリ。故ニ有為ノ人ハ教員トナルヲ屑トセズ其一時教員ト為ル者モ胸中自ラ平カナル能ハズ。幾許ナラズシテ去テ他ニ之ク。其循循トシテ職ヲ守ル者ハ人看テ事ニ勝ヘザルモノノ如クス。是ニ於テカ教員ノ位地日ニ低下ニ趣キ学事漸ク荒ミ学校ノ信用日ニ衰フ。其幣亦極マルト謂フヘキナリ。（中略）其府知事県令ヲシテ此ヲ任免セシムルハ其職ヲ重スルニ在テ其俸額ヲ規定セシムルハ妄ニ其給料ヲ減少セサラシムルナリ。

即ち町村立教員の任免権者を府知事県令にすることによって教員の地位を高め、同時に教員の給料を保障しようとする。これが「学校職員名称並ニ准官等」になり、福岡文部卿の「伺」（前述）にいう教員の待遇改善につながるのである。ところで「改正教育令」のいう「町村立学校ノ教員」とは小学校教員以外もさすのであろうか。元老院での「改正教育令」審議の席上、「町村立学校」と「町村立小学校」の違いについて箕作麟祥議官がただしたところ、政府委員の久保田讓が町村立学校とは「小学中学師範学校等ヲ総称スル」<sup>6)</sup>と答弁しているから「改正教育令」にいう「町村立学校ノ教員」は中学校教員を含むと解せよう。それにしても同令で「各府県ハ小学校教員ヲ養成センガ為ニ師範学校ヲ設置スベシ」（第33条）、「各府県ハ土地ノ情況ニ随ヒ中学校ヲ設置シ、又専門学校農学校商業学校職工学校等

ヲ設置スベシ」(第50条)と小学校を除くそれ以上の学校の設置者を府県としておきながら、町村立学校は中学・師範学校を含むとする久保田譲の答弁には矛盾がある。このいきさつについては別の論文<sup>(10)</sup>で詳述したからくり返さないが、政府は中学校の設置を内定しつつも自由民権派議員らの主張を考慮してこれを明確に打ち出せなかったのである。「制定理由」での「教員」の範囲が漠然としているのはこのためである。さればこそ'81年には「府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則」(明治14年1月31日・文部省達4号)、「町村立私立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則起草心得」(同年1月31日・文部省達5号)を發して府県立と町村立の區別を明確にし、同年6月15日の太政官達52号「府県立町村立学校職員ノ名称並准官等」で師範学校・中学校教員と小学教員の差等を示したのである。'82年11月から12月にかけて全国各府県の学務課長を東京に召集して開催した学事諮問会において文部省は中学校の設置者は府県を以て本体とすると明言した。<sup>(11)</sup>「府県立町村立学校職員ノ名称並准官等」はこうした中学校正格化政策の流れの中でその一環として発せられたものであった。

ところで前記・福岡文部卿の「伺」に府県立町村立教員の名称・待遇が区々であると述べている。その実態はどうであったろう。'78年の三新法施行によって各府県に公立中学校が設置されはじめた'79年、80年の『文部省年報』によって散見される中学校教員の名称は以下のようなものである。<sup>(12)</sup>

山形県…教授・教授補、茨城県…一等～五等教師、石川県…一等～十等教諭、一等～五等助教、山梨県…一等～十等教授・一等～五等教授補、兵庫県…教員、島根県…教諭・教諭補・教諭試補、広島県…中学校教員、愛媛県…総教・司教・助教、徳島県…教諭・助教・助教補

一方、その給料は以下のようなようであった。

岩手県…最多額月給30円、最寡額8円、<sup>(13)</sup>

山形県…中学教授俸給27円至50円、教授補5円至10円「教授ノ月俸ヲ金五拾円ニ止ムト雖モ學術ニ応ジ猶増額スル事アルベシ」<sup>(14)</sup>

茨城県…一等教師月給50円～30円、二等教師25円～23円、三等教師20円～17円、四等教師15円～13円、五等教師12円～10円<sup>(15)</sup>

千葉県…教師35円～12円、教師補10円以下<sup>(16)</sup>

東京府第二中学校…30円～15円<sup>(17)</sup>

石川県…中学教諭一等45円、二等40円、三等35円、四等30円、五等25円、六等20円、七等17円、八等15円、九等12円、十等10円、中学助教一等9円、二等8円、三等7円、四等6円、五等5円<sup>(18)</sup>

山梨県…中学教授一等50円、二等45円、三等40円、四等35円、五等30円、六等25円、七等20円、八等17円、九等15円、十等12円、教授補一等10円、二等8円、三等7円、四等6円、五等5円<sup>(19)</sup>

静岡県…75円～6円<sup>(20)</sup>

島根県…中学教諭月給100円以下30円以上、中学教諭補30円未満10円以上、中学教諭試補9円以下<sup>(21)</sup>

'79年広島県…広島中学校90円1名、30円2名、28円1名、15円2名、10円1名、3円1名。福山中学校30円1名、18円1名、15円1名。<sup>(22)</sup>

'80年広島県…広島中学校30円1名、28円1名、23円1名、20円1名、15円1名、5円1名。福山中学校35円1名、20円1名、18円1名。<sup>(23)</sup>

山口県…45円～5円<sup>(24)</sup>

愛媛県…「其月給ハ一定セズト雖モ概ネ金貳拾円以下三円マデア交付ス」<sup>(25)</sup>

高知県…「教員ト学校トノ協議ニ任ス」<sup>(26)</sup>

長崎県…最多額男80円、女10円、最寡額男5円、女5円、外国人120円、平均額15円83銭8厘餘<sup>(27)</sup>

以上でみれば長崎県の外国人教師月給120円を例外とし、最高は島根県の中学教諭100円、最低は'79年の広島中学校の3円と開きが大きい。'77年の島根県中学校教諭の月給は10円以上、教諭補9円以上、教諭試補9円以下であった。<sup>(28)</sup> '81年、島根県を巡視した文部省書記官小林小太郎は「各地教員ハ従来其人ニ乏シク且ツ偶々良教員ヲ得ルモ永ク一所ニ安ゼザルモノハ畢竟学資ノ豊饒ナラザルヲ以テ其俸給ノ厚カラザルニ因リシト雖モ亦教員ノ資格ヲ蔑視シテ其待遇ノ薄キヲ以テナリ」と述べ「教員名称准官等」の公布に期待を寄せている。<sup>(29)</sup> 因みに'80年12月1日改正の「陸軍俸給表」によれば陸軍大将月給400円、大佐196円～187円、大尉58円～52円、少尉26円～22円、下士官8円21銭3厘～3円28銭5厘、兵卒2円46銭4厘～1円49銭、<sup>(30)</sup> '81年の府県警察官の月給は警部50円～20円、警部補15円～12円、巡查10円～6円であった。<sup>(31)</sup>

### 3

'81年の太政官達52号に従って府知事県令は府県立中学校長と教員の月俸表を文部省に提出した。いま'81年、'82年の『文部省日誌』<sup>(32)</sup> によってそれらを見ると次のようである。

明治14・15年 府県立中学校長及教員月俸表

府県名	学校長		1等教諭		2等教諭		3等教諭		1等助教諭		2等助教諭		3等助教諭		文部省日誌 年号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
秋田県	100	30	100	60	55	50	45	35	30	25	20	17	15	12	15・14
岩手県	100	30	80	50	45	40	35	25	20	15		12		10	14・27
群馬県	60	45	60	55	35	32	30	27	25	22	20	17	15	12	14・23
(改訂)	80	50	80	50	45	37	35	30	25	22	20	17	15	12	15・36
埼玉県	50	25	50	45	40	35	30	28	25	23	20	18	16	14	14・36
(改訂)	80	40	80	50	49	35	34	25	24	20	19	15	14	10	15・33
(以上)			(以上)												
新潟県	80	40	80		80	60	60	45	45	35	35	25	25	12	14・14
石川県	150	25	150	100	100	50	50	25	25	20	20	15	15	10	14・25
岐阜県	40円以上		60円以上		59	40	39	30	29	20	19	15	14	10	14・23
愛知県	80	30	150	70	70	50	50	30	30	20	20	15	15	10	14・14
滋賀県	75	50	75	50	50	35	35	20	20	17	17	15	15	12	14・25
京都府	100	30	100	60	60	35	35	20	20	17	17	15	15	10	15・3
兵庫県	150	30	150	50	50	40	40	30	30	23	23	18	18	10	15・14
(以上)			同		同		同		同		同		同		
徳島県	400	220	400	350	300	270	250	220	200	170	150	120	100	80	14・22
愛媛県	60	15	60	50	50	40	40	30	30	20	20	10	10	8	14・35
高知県	30円以上		50円以上		50	40	40	30	30	20	20	15	15	12	14・19

明治前期文部省刊行集成「文部省日誌」による。

注 「文部省日誌」年号15・14は明治15年第14号の略。月俸表新潟県80～60、60～45は60円以上80円未満、45円以上60円未満ということ。

これで見ると石川県、兵庫県の学校長・一等教諭の月俸150円が最高で愛媛県の三等助教諭8円が最低である。しかしこの表は規準、タテマエであって教諭・助教諭の配分規定が

ないところから実情はかなり違ったものであった。例えば'84年の愛媛県内町村立宝飯中学校では学校長兼教諭が1名、一等助教諭1名、二等助教諭2名、三等助教諭2名で、前年学校長の渋江保は校長月給40円を不満として退職している。<sup>(33)</sup> '85年の鳥取県鳥取中学校は一等教諭1名、二等教諭1名、三等教諭2名、一等助教諭1名、二等助教諭3名、三等助教諭3名、準助教諭3名、同県米子中学校は二等教諭1名、二等助教諭2名、三等助教諭1名、準助教諭2名、鳥根県第一中学校は教諭5名、助教諭4名、教諭試補1名、助教諭試補2名、雇3名、同県第二中学校は教諭1名、助教諭2名、助教諭試補2名でいずれも教諭より助教諭が多かった。<sup>(34)</sup> また'83年の山口中学校は一等二等三等各教諭各1名、一等助教諭5名、三等助教諭3名、雇教員3名であり、山口中学の萩分校は教諭なしの助教諭ばかり、豊浦・徳山・岩国の3分校はいずれも三等教諭1名であとは助教諭・準助教諭・雇教員で固めていた。<sup>(35)</sup> 要するに一等二等三等教諭は名目で実際は助教諭に教員構成が堆積していたのである。'81年9月9日、大阪府は助教諭に続いて一等二等三等の準助教諭の制をたて小学校四等訓導に相当する准官等14等～16等を伺ったが、文部省は「例規ニ支障候儀ニ付難聴届候」と否決している。<sup>(36)</sup> しかし埼玉県の「町村立学校教員任免規則」には町村立中学校教諭・助教諭の下に一等（12円）から五等（7円）の助教生というものがあったが、文部省は同年9月14日、この伺いに対し、「伺之通」と認可している。<sup>(37)</sup> 鳥根県の教諭試補、助教諭試補、山口県の準助教諭、雇教員等を見ると文部省の指令は必ずしも守られていなかった。前述の学事諮問会において文部省は学校長教員の待遇の重要性を述べたあと「然ルニ府県立師範学校中学校等ノ教員ニシテ貳拾円以下ノ俸給ヲ受クルモノ甚ダ多ク」<sup>(38)</sup>と遺憾の意を表明している。助教諭や準助教諭、助教諭試補等で固められた中学校教員の俸給は20円に達しなかった者が多かったであろう。文部省が中学校教員の最低俸給を月額20円と考えていたとすると俸給からみた当時の中学校教員は陸軍士官、府県警察官であれば警部と同等であった。

府県が関心を持ったのは教員給料よりも准官等による序列であった。太政官達51号が発せられた直後の6月20日、栃木県が県立学校の幹事・書記等、町村立学校の書記・会計掛を准官等外として置いてよいかと伺ったところ「准官等ノ儀ハ本年第五十二号公達ノ外不相成」という条件つきで許可した。<sup>(39)</sup> これに対し、6月30日、京都府が府立学校の書記・幹事を文部省直轄学校の書記に準じて准官等としてよいかとの伺いに文部省は「不相成」と回答している。<sup>(40)</sup> しかし、'82年1月19日、太政官達8号を以て府県立学校の書記は「准官等十一等以下十七等以上」と定めた。'82年1月26日、山形県は次のように伺った。学務委員は無官等であるが学校職員の勤怠を監督する立場にある。学校巡視や開業式、生徒試験等に臨席する時、学務委員は学校長、教員の上席を占めると思うがいかがかと。これに対し文部省は「伺之通」と指令した。<sup>(41)</sup> これは俄然反響を呼んだ。6月27日、茨城県は校長・訓導を学務委員の上席にすべきだと主張し、<sup>(42)</sup> 山口県は「元来無官等ノ学務委員ヲシテ訓導ノ首席ニ置クトキハ其官等ノ効力ナク」と山形県の処置に反対した。<sup>(43)</sup> 文部省はさきの山形県への指令を翻し、いずれも「伺之通」と回答している。<sup>(44)</sup> 以て当代人の席次序列に対する敏感な日常態度がわかるが、文部省は学事諮問会において、52達の趣旨は教員の待遇改善にあるのであって「夫ノ准官等ヲ以テ妄ニ虚栄トナスカ如キハ亦思ハザルノ甚シキモノナリ」<sup>(45)</sup>と戒告している。席次序列と准官等についての文部省の指令が場当たりで一貫しなかったことが混乱の一因であった。例えば同年9月11日の鳥取県伺に対しては「監督ニ従事スル場合ニ於テハ凡テノ学務委員ヲシテ町村立学校長教員ノ上席ヲラシムルヲ得ル

儀ト可心得事」<sup>(46)</sup>としたのに10月18日付兵庫県の「職権ヲ行フ場合ト否トニ拘ラズ(学務)委員ハ校長教員ノ上ニ班セシムルモ差支無之哉」の伺に対しては「伺之通」と回答した。<sup>(47)</sup>

「文部省日誌」にみられる府県の伺はこの外、府県立医学校等教員の准官等、町村立中学校教員の准官等の扱いを問うたものが散見する。これらはすべて府県立師範学校中学校の教員にならえと指示された。すでに太政官達52号に「右ノ外、専門学校農学校商業学校職工学校等職員名称並ニ准官等ハ該学校ノ等位ニ拠リ師範学校中学校若クハ小学校ニ準ズベシ」と添書されていたが、文部省はこれを正格化すべく、'81年6月22日「右ハ当省へ経伺ノ上可相定儀ト可心得、此旨相達候事」(文部省達23号)と決めた。

'81年の太政官達51号、52号によって教員の官位相当はどうなったか。'81年の「官制表」<sup>(48)</sup>でみると東京大学総理が勅任官、大学教授及び大学予備門と官立学校校長が奏任官、府県立師範学校・中学校の教諭・助教諭、小学校訓導はすべて判任官である。これを府県の官公吏と比べると府知事県令が勅任官または奏任官、区長・郡長が判任官八等、戸長は等外、警視総監が勅任官、三等警視までが奏任官、四等警視以下警部・警部補までが判任官、巡査は等外であった。

#### 4

府県立町村立の学校長・教員を太政官政府の官吏同等の地位に準ぜしめるということは府県・町村の教員をも官吏としての服務規律に従わせるということである。'83年5月の官吏懲戒例と行政官吏服務規律の府県立町村立学校長・教員への適用(明治16年5月26日文部省達号外)がその決着であるが、府県・町村の教員を政府の統制下に置こうとする施策は府県立町村立学校教員の准官等政策と表裏の関係で進められてきたのである。'80年の「集会条令」(明治13年4月5日太政官布告12号)がその初発である。「集会条令」は周知のように高揚した自由民権運動に対処するために政治集会をいろいろな角度から規制したものであるが、その第7条に「政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル集会ニ陸海軍人常備予備後備ノ名籍ニ在ル者、警察官、官立公立私立学校ノ教員生徒、農業工芸ノ見習生ハ之ニ臨会シ又ハ其社に加入スルコトヲ得ズ」とある。当時、小中学校・師範学校の教員や生徒が演説会を開いたり、機関紙を発行したりして自由民権を高唱したことは先行研究によってほぼ全国的に明らかにされており、福島県三春の正道館、丹後宮津の天橋義塾、土佐の立志学舎、筑前福岡の向陽義塾のような民権学塾の中学校も存在していた。<sup>(49)</sup>「集会条令」第7条の教員・生徒の政治議論の禁止、政治結社加入の禁止は明らかに自由民権運動から教員・生徒を引き離そうとした施策に外ならない。

「教員名称並ニ准官等」が発せられた3日後の'81年6月18日、「尊皇愛國ノ志気ヲ振起シ」  
「国家ノ安寧福祉ヲ増進スル」ためという「小学校教員心得」(文部省達19号)が発せられた。そこでは「常ニ整然タル秩序」が求められ、「教員タル者ハ常ニ寛厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルベカラズ」と説かれた。次いで同年7月21日、「改正教育令」第37条但書・教員品行にもとづくことされる「学校教員品行検定規則」(文部省達37号)が発せられた。そこには教員の品行不正条項が掲げられているが、その第4款に「荒酷暴激等総テ教員タルノ面目ニ関スル汚行アル者」とあり、これら品行不正条項にふれた教員はその職を解かれ、教員免許状を没収されることになった。「学校教員品行検定規則」は「改正教育令」第37条但書「品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ズ」を敷衍したと述べているが、文部省が太政官に稟議した「改正教育令制定理

由」<sup>(50)</sup>にも、これを審議した「元老院会議筆記」<sup>(51)</sup>（抄）にも「品行検定規則」にかかわるような論議はみられない。民権運動への教員参加を阻止せんがための「学校教員品行検定規則」であった。

これより前、'76年、「官吏の懲戒例」（明治9年4月14日・太政官達34号）がでて官吏の職務上の過失の懲戒権を所属長官が持ち、懲戒は譴責、罰俸、免職の3種と定められた。そして同年6月8日には太政官達番外として「準官吏並ニ等外吏ハ本例ニ照シテ処分」と定められた。この段階では府県町村の教員に準官等はないから「官吏懲戒例」にはふれない。しかし準官等は官吏に準じるものであるから'81年の「教員准官等」公布以後は官吏懲戒例にふれるのである。1989年は「府県立町村立学校職員名称並ニ准官等」の外、「小学校教員免許状授与方心得」「小学校教員心得」「学校教員品行検定規則」等、府県・町村の教員を政府→府県の統制下に置くための法規を矢次早に出す一方、小学校・中学校・師範学校の教則に一定の規準を持たせ、府県・町村の学校をカリキュラムの面からも統制しようとした年である。同年12月17日、福岡孝悌文部卿は地方長官会議のために上京した府知事県令を文部省に招集し、学制諸般の法令条規を通述して文部省と府県の意志が貫徹することを求め、教員について次のように述べた。<sup>(52)</sup>

（前略）改正教育令第四十八条ニ於テ町村立諸学校教員任免ノ権ヲ地方官ニ付シ同令第三十七条但書ノ旨趣ニ基キ当省本年一月内達ヲ以テ公私学校教員品行検定方テ府県ニ示セシガ右ニテハ猶一年以下ノ禁獄懲役ニ処セラレタル者ハ教員タルヲ得ベク、又暴戻過激ノ徒ノ如キモ教員タルヲ得ルガ如キ観ナキニ非ザルヲ以テ更ニ之ヲ改正シ第二十六号達ヲ以テ教員品行検定規則ヲ定メ右等苟モ不正ノ行為アル者及ビ性行暴戻言論詭激ニシテ生徒ノ教導ヲ誤ルノ恐アルノ類ハ一切公私諸学校ノ教員タルコトヲ得セシメザルニ至リ又公立学校ノ教員ハ商売営業講談演説ヲ為スコトヲ得ザラシム。殊ニ小学教員ノ為ニハ当省本年第十九号達ヲ以テ公私小学校教員心得ヲ頒布シテ之ヲ訓戒シ教員ノ本分ヲ誤ラザラシム（中略）一方ニ於テハ教員ノ責任ヲ重ンジ其資格ヲ嚴ニシ専ラ之ヲ検束スルヲ以テ主トシ、又一方に於テ其待遇ヲ厚クセンガ為ニ太政官本年第五十二号公達ヲ以テ公立学校教員准官等ノ制ヲ定メ殊ニ公立小学校教員ノ為ニハ改正教育令第四十九条ニ於テ府知事県令ヲシテ其ノ俸額ヲ規定セシメタリ（後略）。

教員に対する待遇向上のための准官等制定とその裏にある教員の検束を明言して余すところがない。こうした文部当局の決意があったればこそ、公立学校教員の政談演説、雑誌編集等に関する府県の伺に対して、文部省の回答は断呼一貫したものがあつた。

'81年9月16日・山梨県伺<sup>(53)</sup>

官吏タル者、其職務外ニ係ル政談講学ヲ目的トシ公衆ヲ集メ演説ノ席ヲ開クハ不都合ニ付、長官ニ於テ取締可致旨曾テ太政大臣ヨリ御達ノ趣モ有之候処、公立学校教員ニシテ開智講学ハ新聞解話等ト唱ヘ公衆ヲ集会シ講談演説ノ席ヲ開キ候モノ有之、右ハ本年第五拾貳号公達ヲ以テ准官等定メラレ候ニ付、他ノ官吏ト同様取締致シ可然哉、此段相伺候他。

指令 十月四日 伺之通

'81年12月6日・新潟県伺<sup>(54)</sup>

管下公立中小学校教員ニシテ修身教育等学科上ノ演説及ビ教育衛生雑誌ノ編輯長ト為リ、論説編輯ヲ為ス者許否ノ儀ニ付、本年十月五日相伺候処、十月十日電報ヲ以テ公立学校教員タルモノ公衆ヲ集メ講談演説ヲ為シ、及ビ雑誌類ノ編輯ヲ為スハ不相成旨御指令相成、然ルニ若シ右教員ニシテ雑誌類ノ社長幹事世話掛印刷長等ト相成如キモ同様不相成義ニ候哉、差掛リタル事件モ有之候ニ付、至急何分、御指揮相成度此段相伺候也。

指令 十二月廿八日

書面伺之趣公立学校教員タル者、雑誌ノ社長幹事世話掛印刷長等トナリテ営業スルハ不相成儀ト



可心得事。

’82年11月15日・神奈川県伺<sup>(55)</sup>

県立町村立学校職員准官等被定総テ本官同様適用候ニ付テハ過失ハ官吏懲戒例ニ拠リ処分スベキ儀勿論ニ可有之。然ラバ小学校職員ノ如キハ月俸人民協議費ヲ以テ支給スルモ罰俸ニ当ルモノハ其罰俸ニ処シ追徴金員ハ人民協議費ヘ相戻シ可然哉。且右ハ任免御届セサルモノ故懲戒ニ係ル免職等モ御届ニ不及儀ニ候哉。此段相伺候也。

指令 十二月十三日 書面伺之通

これらをもみても官吏懲戒例が准官等と同時に教員に及んだこと、演説、雑誌等による政治を含む民衆への啓蒙活動が厳しく取締られはじめたことがわかる。

’82年「行政官吏服務紀律」(明治15年7月27日・太政官達44号)が出た。同紀律は官吏の命令遵守、私行の制限を各条にわたって説き、「官吏前ノ各条ニ違ヒ顕状アル者ハ本属長官其軽重ニ従ヒ旨ヲ論シ職ヲ辞セシメ又ハ懲戒例ニ依リ処分スベシ(第10条)」と懲戒例にふれることを明示した。准官等になった教員もこの例に洩れない。学校教員の准官吏化、服務規程の適用は以上のように進められた。’83年、恰も駄目押しの如く以下が発せられた。

官吏懲戒例並ニ行政官吏服務紀律等ノ儀ハ府県立町村立学校長教員及府県立学校書記ヘモ適用スベキコト勿論ニ候条此旨相達候事。(明治16年5月26日・文部省達号外)

## おわりに

1881年6月15日に発せられた「府県立町村立学校職員名称並ニ准官等」はこれまでまちまちであった公立師範学校・中学校・小学校の教員名称を全国一律にするとともに教員を一般の行政官吏の官等に準ぜしめるものであった。これを中学校の正格化政策上にみると’77年以後、陸続と開設され、全国的に展開しはじめた中学校の教員に社会的、経済的地位を与えて中学校設置の基礎を固めようとしたものであった。府県立町村立教員の待遇がこの時期、急速に問題化したのは三新法の公布によって府県及び郡区町村の財政と権限が決まり、地方行財政組織が整えられはじめたこと、さらに中央政府と地方行政をより強固に結びつける脈絡が必要になったからである。その一環でもあるが、これまで曖昧であった府県立町村立教員の任免権者を府知事県令とした改正教育令がこれを促進した。

准官等の制定によって師範学校と中学校の教員は教諭・助教諭として小学校訓導より上位者となり、准官等は判任官8等から13等となった。月給も府県が制定して文部省の承認を受けるようになり、その額も上った。しかしそれはタテマエであり、実際は助教諭が多く、その効果が直ちに上ったわけではなかった。

府県立町村立教員の准官等制定は確かに教員の社会的経済的向上をねらったものではあった。しかし同時に進行した「教員品行検定規則」等の制定と考え合わせると教員の待遇を官吏に準じるかわりに「官吏懲戒例」や「官吏服務紀律」に従わせるねらいがあった。直截に言えば教員を自由民権の政治活動から引き離し、政府に忠誠を尽くす従順な官公吏に変えようとしたのである。

官立学校——府県立学校——町村立学校の教員の序列化、大学教授、中学校教諭、小学校訓導の格差と格づけはこのように明治10年代に進行した。そして府県立町村立学校教員の任免権者を政府が任命した府知事県令にしたことによって政府が事実上、全国の教員の任免権を持つことになった。府県立町村立学校教員の准官等——准官吏化とはこのことに

外ならない。官吏に準じた準官吏としたのは教員の職務は一般行政官吏とは違うという認識があったからである。

#### 注

- (1) 内閣官報局編『法令全書14』P227, (以下, 布告, 布達, 達等はすべて『法令全書』により, その都度, 年月日布達名等を記す)
- (2) 笠井助治『近世藩校の総合的研究』PP160~174
- (3) 「太政類典第5編第29巻第4類学制・教員制置及属員」(『編集復刻日本近代教育史料大系・公文記録1』PP11~12)
- (4) 内閣記録局『明治職官沿革表・職官部』P97
- (5) 「明治十一年・中学書類」「明治十二年中学書類」(東京都公文書館所蔵)「明治八年・私学開業願」(東京都公文書館蔵), これらの書類は他府県の公文書館, 郷土資料館等でもしばしばみられる。
- (6) 拙著『日本における中学校形成史の研究〔明治初期編〕』PP463~480
- (7) 「学監考案日本教育法」「同説明書」(『明治文化資料業書8』PP51~98所収)
- (8) 「改正教育令制定理由」(『明治文化全集10・教育編』PP383~414所収)
- (9) 『元老院会議筆記・前期9』P805
- (10) 拙論「わが国における中学校親の形成Ⅴ——明治10年代前半における中学校の設置問題——」(『東京文化短期大学紀要6号』1985年)
- (11) 「学事諮問会と文部省示諭」(国立教育研究所「教育史資料1」P61)
- (12) 『文部省第7年報・明治12年』『文部省第8年報2・明治13年』
- (13)(14)(23)(25)(27) 『文部省第8年報2』P264, P289, P339, P371, P93
- (15)(16)(18)(19)(20)(21)(22)(24)(26) 『文部省第7年報』PP125~126, P119, P246, P202, P164, P257, P272, P272, P278
- (17) 「明治12年回談録・中学書類」(東京都公文書館蔵)
- (18) 「府県史料・島根県歴史」変則中学及ヒ公立師範学校等教員名称並ニ給額(国立公文書館蔵)
- (19) 「明治14年・学事巡視功程」(『文部省第10年報2』P41)
- (20) 「陸軍俸給」(『明治職官沿革表・官廩部』PP69~74)
- (21) 『明治職官沿革表・職官部』明治14年P21
- (22) 『明治前期文部省刊行誌集成4』『同5』所収。
- (23) 拙論「教育令期における愛知県の町村立中学校」(全国地方教育史学会紀要10号・1989年)
- (24) 拙論「明治10年代における山陰五州(因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐)の中学校」(明星大学人文学部紀要33号・1997年)
- (25) 拙論「明治10年代における山口県の県立中学校」(兵庫教育大学研究紀要10号・1990年)
- (26)(27) 『文部省日誌・明治14年第23号』『同36号』(『文部省刊行誌集成4』P264, PP431~436)
- (28)(29) 前掲「学事諮問会と文部省示諭」P85, P86
- (30)(31) 『文部省日誌・明治14年第10号』『同第11号』(『文部省刊行誌集成4』P104, P119)
- (32)(33) 『文部省日誌・明治15年第48号』『同50号』(『文部省刊行誌集成5』P102, P127)
- (34)(35) 『文部省日誌・明治15年第56号』『同第64号』(『文部省刊行誌集成5』P215, P333)
- (36) 内閣記録局『明治職官沿革表・官廩部附録』所載
- (37) 自由民権運動と教育についての論文は多いが, 注目される著書, 論文をあげておく。民権学塾について『三春町史3・近代1』PP362~393, 原田久美子「天橋義塾」(『日本民衆の歴史・地域編10・丹後に生きる人々』PP85~106)「天橋義塾略史」(『京都府百年の資料1政治行政編』PP344~347), 千葉昌弘「土佐の自由民権運動と教育」, 新谷恭明「向陽義塾と藤雲館をめぐる一試論」, (立教大学教育学科年報26・1983年)「民権運動と教育について」,

国民教育研究所『自由民権運動と教育』, 片桐芳雄『自由民権期教育史研究』, 黒崎勲「自由民権運動における公教育理論の研究」(教育学研究38巻1号・1971年), 千葉昌弘「自由民権運動の教育史的意義に関する若干の考察」(教育学研究39巻1号・1972年), 坂元忠芳他「自由民権運動と教育」(教育史学会紀要16集・1973年)

- (50) 『明治以降教育制度発達史 2』 PP175～193所収
- (51) 『明治文化資料業書 9』 PP152～172所収
- (52) 『明治以降教育制度発達史 2』 PP228～229
- (53) (54) 『文部省日誌・明治14年・23号』 『同35号』 (『文部省刊行誌集成 4』 P269, PP421～422)
- (55) 『文部省日誌・明治15年66号』 (『文部省刊行誌集成 5』 P362)